

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十八号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

目次

第一編 関係法律の一部改正

第一章 法務省関係（第一条―第六十七条）

第二章 会計検査院関係（第六十八条）

第三章 内閣官房関係（第六十九条―第七十九条）

第四章 内閣府関係

第一節 本府関係（第八十条―第九十三条）

第二節 公正取引委員会関係（第九十四条・第九十五条）

第三節 国家公安委員会関係（第九十六条―第一百八条）

第四節 個人情報保護委員会関係（第九十九条・第一百十条）

第五節 金融庁関係（第一百十一条―第一百三十七条）

第六節 消費者庁関係（第一百三十八条―第一百四十二条）

第五章 デジタル庁関係（第一百四十三条）

第六章 復興庁関係（第一百四十四条）

第七章 総務省関係（第一百四十五条―第一百七十五条）

第八章 外務省関係（第一百七十六条―第一百八十条）

第九章 財務省関係（第一百八十一条―第二百八条）

第十章 文部科学省関係（第二百九条―第二百九条）

第十一章 厚生労働省関係（第二百二十条―第二百七十四条）

第十二章 農林水産省関係（第二百七十五条―第二百九十九条）

第十三章 経済産業省関係（第三百条―第三百四十条）

第十四章 国土交通省関係（第三百四十一条―第四百二十一条）

第十五章 環境省関係（第四百二十二条―第四百三十五条）

第十六章 防衛省関係（第四百三十六条―第四百四十条）

第二編 経過措置

第一章 通則（第四百四十一条―第四百四十三条）

第二章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

第一節 刑法の一部改正に伴う経過措置（第四百四十四条―第四百五十七條）

第二節 刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置（第四百五十八條）

第三節 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴う経過措置（第四百五十九條―第四百六十三條）

第四節 更生保護法の一部改正に伴う経過措置（第四百六十四条―第四百六十八條）

第五節 更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置（第四百六十九条―第四百七十一条）

第六節 少年院法の一部改正に伴う経過措置（第四百七十二條）

第七節 少年鑑別所法の一部改正に伴う経過措置（第四百七十三條）

第三章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に伴う経過措置（第四百七十四條―第五百八条）

第四章 その他（第五百九条）

附則

第一編 関係法律の一部改正

第一章 法務省関係

（爆発物取締罰則の一部改正）

第一条 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二条中「若クハ」を「又ハ」に、「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三条から第五条までの規定中「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第八条及び第九条中「懲役又ハ禁錮」を「拘禁刑」に改める。

十一 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第五十六条から第五十八条まで、第五十九条
第一項、第六十条及び第六十条の二第二項
十二 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第六十九条から第七十一条まで、第七十二条第一
項、第七十三条及び第七十三条の二第二項
十三 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七十八条から第八十条まで、第八十一条第一項
及び第八十一条の二第二項
十四 電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）第十三条から第十四条まで
十五 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百十七号）第二十条及び第二十一条
十六 日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五百十号）第四十条
十七 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）第十五条
の二及び第十五条の三
十八 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第五十八条
十九 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）附則第
四号第一項
二十 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第五十七条
から第五十九条まで
二十一 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第四十五条及び第四十六
条
二十二 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第二十四条及び第
二十五条
二十三 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年
法律第四十九号）第七十二条及び第七十三条
二十四 非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）附
則第十七条及び第二十一条
二十五 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第五十一条第一項
及び第五十二条から第五十四条まで
二十六 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）
第三十条
二十七 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十二条及び
第四十三条
二十八 計量法（平成四年法律第五十一号）第七十条から第七十二条まで
二十九 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二十一条第一項から第三項まで
三十 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一十一号）第十四条
三十一 国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三十三号）第十四条
三十二 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第十七号）第八十七条及び
第八十八条
三十三 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）第二十四条
三十四 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第一百四十五号）
第二十五条
三十五 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第三十三条
三十六 独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第七十二号）第十八条
三十七 工業標準化法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十五号）附則第七条第七項
三十八 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第四百十
三号）第三十四条

三十九 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）
附則第二十四条第二項及び第三項並びに第二十八条第二項及び第三項
四十 クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）
第二十一条第一項、第二十二号、第二十四条及び附則第三条第一項
四十一 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法
律第三十八号）第三十七号
四十二 株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）第三十九条第一項、第
四十条第一項及び第四十二条
四十三 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第五百十一条第一項、第五百十二条第
一項及び第五百五十四号
四十四 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第二十八条
四十五 水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第三十一条及
び第三十二条
（中小企業等協同組合法の一部改正）
第三百二条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。
第三十五条の四第一項第四号及び第六十九号の二第一項第四号八中「禁錮」を「拘禁刑」に改め
る。
第三百二条第一項及び第二項、第三百二条の二から第三百二条の三までの規定、第三百二条の四
の二、第三百二条の五、第三百十四号並びに第三百七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
（火薬類取締法の一部改正）
第三百三条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。
第六条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第五十八条及び第五十九条中「二に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第五十九条の二及び第五十九条の三中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
（小型自動車競走法の一部改正）
第三百四条 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。
第二十七条第一項第五号ロ及び第四十二条第一項第五号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第六十一条及び第六十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第六十五条中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第六十六条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄賂」
を「賄賂」に改める。
第六十八条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第六十九条から第七十二条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
（商品先物取引法の一部改正）
第三百五条 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。
第十五条第二項第一号八中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第三百五十六号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第三百五十七号中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に
改める。
第三百五十八号及び第三百五十八号の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第三百五十九号第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「賄
賂」を「賄賂」に改め、同条第三項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。
第三百六十号から第三百六十八号までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。